

JBCF2020 加盟登録規程

一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟

目次

第1章	総則	3
第1条	(趣旨)	3
第2条	(用語の定義)	3
第3条	(選手のチーム所属)	3
第4条	(チーム所属の制限)	3
第5条	(JPT2020 選手の個人資格)	3
第2章	加盟登録手続き	4
第6条	(競技者ライセンス)	4
第7条	(加盟登録方法)	4
第8条	(加盟登録の有効期間)	4
第9条	(申請)	4
第10条	(加盟登録料)	5
第11条	(加盟登録料の支払)	5
第3章	チーム	5
第12条	(コンチネンタルチーム)	5
第13条	(高校および専門学校)	5
第14条	(大学)	6
第15条	(女子およびユース、ジュニア)	6
第4章	ジャージ登録	6
第16条	(ジャージ登録)	6
第5章	移籍	7
第17条	(移籍)	7
第6章	保険	7
第18条	(保険の加入)	7
第19条	(保険加入の手続き)	7
第7章	資格停止および退会	8
第20条	(資格停止および退会)	8
第8章	その他	8
第21条	(アカウント管理)	8
第22条	(個人情報)	8
附則		8

第1章 総則

第1条（趣旨）

本規程は、以下の目的のため JBCF2020 の加盟登録に関して定める。

1. 選手およびチーム間の公平
2. 加盟登録に関する手続きの明確化

第2条（用語の定義）

本規程で使用する語の定義は、以下のとおりとする。

1. JBCF：一般社団法人 全日本実業団自転車競技連盟
2. UCI：国際自転車競技連合
3. JCF；公益財団法人 日本自転車競技連盟
4. JPT：J プロツアー
5. JET：J エリートツアー
6. JFT：J フェミニンツアー
7. JYT：J ユースツアー
8. 学連：日本学生自転車競技連盟
9. 高体連：公益財団法人 全国高等学校体育連盟自転車競技専門部
10. ユース：2004年以降生まれの選手。各暦年中に達する年齢で区分する。
11. ジュニア：2002年および2003年生まれの選手。各暦年中に達する年齢で区分する。
12. マスターズ：1980年以前生まれの選手。各暦年中に達する年齢で区分する。
競技者ライセンスのカテゴリーはエリート、マスターズいずれも可とする。
13. ジャージ：競技用ウェアの上下
14. 2020年度：2020年1月1日から2020年12月31日

第3条（選手のチーム所属）

選手は、JBCF の正式な加盟登録チームの所属選手として加盟登録されなければ、JBCF 公式レースに出走することができない。

第4条（チーム所属の制限）

選手は、2020年度中に複数チームに同時に所属することはできない。

第5条（JPT2020 選手の個人資格）

1. JPT2020 選手の個人資格は、JPT2019 における最終の個人ランキングが 100 位以内の選手および「J PRO Tour 2020」ライダーステイタス（個人資格）に該当する選手与える。
また、101 位以下の選手についても、その他レースの成績等を勘案し、JPT 審査委員会の

判断で加盟登録を認めることがある。

2. 前項に該当しない選手が加盟登録を希望するときは、チームまたは当該選手は、JBCF が別途定める方法により申請をする。JBCF は、これに対して、申請受理から 2 週間以内に JPT 審査委員会による加盟登録の可否に関する判断を回答する。

第2章 加盟登録手続き

第6条（競技者ライセンス）

1. 選手は、全て JCF の競技者ライセンス（国内ライセンスと国際ライセンスのどちらかのみで足りる）を取得し、JCF 所定の手続に従って毎年更新する。
2. 前項に拘らず、日本国以外で発行する UCI 競技者ライセンスを取得している選手は、JBCF に加盟登録することができる。

第7条（加盟登録方法）

1. チームは、JBCF 所定の期間内に、自らシステムを用いて、チーム、選手の加盟登録手続きをおこなう。
2. JBCF への加盟登録は、チーム単位でおこなう。

第8条（加盟登録の有効期間）

加盟登録は、2020 年度中に限り有効とする。ただし、以下のとおりとする。

1. 2020 年度中に手続きを行ったときは、加盟登録日から有効期間が開始する。
2. チームへの所属関係が消滅したときは、2020 年 8 月 31 日までに別の加盟登録チームへ移籍した場合を除き、原則として、年度中であっても加盟登録期間が終了する。

第9条（申請）

1. チーム代表者は、情報を正しく入力の上、申請作業をおこなう。
2. 2020 年度の申請期間は、2020 年 1 月 27 日から 2 月 25 日までとする。ただし、JCF ライセンスを取得している選手は、2020 年 3 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、追加申請をすることができる。
3. JPCA 登録のプロライセンスを保持する選手は、登録地を「JPCA」として申請する。
4. チームは、JCF ライセンスを取得する選手が 4 名以上いなければ、申請することができない。やむを得ず 2 名以上 4 名未満となる場合は、保険の適用範囲が JBCF 公式レース中のみに限られることをチームが予め同意したものとみなす。
5. 前項に拘らず、JPT チームは、JPT2020 選手の個人資格を有する 6 名以上 16 名以下の選手で申請する。
6. チームは、18 歳以上のチーム代表者を選任の上、申請手続きをおこなう。

第10条（加盟登録料）

加盟登録料は、以下のとおりとする。

1. JET2020、JFT2020 チーム年会費（消費税対象外）
 - (1) 原則：15,000 円
 - ① 運営母体が同一であっても、チーム年会費はチーム単位で支払う。
 - (2) 高体連チーム：5,000 円
2. 選手年会費（消費税対象外）
 - (1) JPT2020 選手：0 円
 - (2) JET2020 選手、JFT2020 選手、JYT2020 選手：10,000 円／人（保険加入料を含む）
 - (3) JPCA 選手も、前二号と同じとする。

第11条（加盟登録料の支払）

1. チーム代表者は、JBCF 所定のうち自らが選択した支払方法に基づき、JBCF に対して前条の加盟登録料を支払う。ただし、JPT チームは JBCF に対して「J プロツア-2020 加盟規程」に準ずる年会費を納付することにより、加盟登録料の支払いを免れる。
2. 選手は、前項の支払いが完了した時点で加盟登録となり、JBCF 公式レースへのエントリーが可能となる。
3. JBCF は、チーム代表者が申請期間中に加盟登録料の支払いが完了しなかったことにより、選手が JBCF 公式レースで出走できなかったとしても、チームおよび選手に対して何らの責任も負わない。

第3章 チーム

第12条（コンチネンタルチーム）

UCI コンチネンタルおよびプロコンチネンタルチームは、国内登録チーム、海外登録チームのいずれも JBCF への加盟登録を認める。

第13条（高校および専門学校）

1. 高体連に加盟登録をしている高校および専門学校のチームは、以下を全て満たす場合に限り、JBCF へ加盟登録をすることができる。
 - (1) 予め在学校長の承認を得ていること
 - (2) 所属都道府県高体連に届出していること
2. 高体連に加盟登録していない高校および専門学校の選手は、JBCF 加盟登録チームの選手

として所属することができる。ただし、前項第1号を満たすことを必要とする。

第14条（大学）

~~学連に加盟している学校の男子登記選手は、当該学校がJBCFにチーム加盟登録をした場合に限り、そのチームの選手として加盟登録することができる。この場合、原則として、大学名をチーム名とする。~~

1. 学連に加盟している学校の登記選手は、当該学校またはJBCF加盟登録チームのいずれかの所属として加盟登録をすることができる。ただし、以下の点を遵守する。
 - (1) JBCF加盟登録チームの所属とするときは、当該学校およびJBCF加盟登録チームの双方の合意を得ること
 - (2) 前号の合意を得たことについて、JBCFに対して、別途定める様式をもって報告すること
 - (3) JBCF加盟登録チームの所属として出場するレースは原則としてJBCFサイクルロードシリーズおよびトラックシリーズのみとし、他団体主催のレースに出場する所属チームの取り決めに関して、JBCFは一切関与しないものとする。
3. 学連登記せずにJBCF加盟登録チームに所属している選手がシーズン中に学連に登録することになったときは、予めJBCFに対して別途定める様式をもって報告することを必要とする。

第15条（女子およびユース、ジュニア）

1. 女子選手、ユース男子、ジュニア男子は、JBCFに加盟登録されたクラブチームの選手として登録することができる。
2. 上記の選手がJBCFに加盟しているいかなるチームにも所属していないときは、「JBCF-J Youth」または「JBCF-J Feminin」にそれぞれ一時的に所属する選手として加盟登録することができる。

第4章 ジャージ登録

第16条（ジャージ登録）

1. チームは、単一デザインのジャージをシステム上で登録する。選手は、未登録のジャージを着用してJBCF公式レースで出走することはできない。
2. 前項に拘らず、以下の場合は既に登録したセパレート式ジャージと単一のデザインとみなし、選手の出走を認める。
 - (1) タイムトライアル用スーツ等のデザインが若干異なる場合
 - (2) 上下一体型スーツ（プリントロードスーツ、スキンスーツ、デュアルスーツ等）のデ

デザインが若干異なる場合

- ウェアメーカーのラベル（ロゴ）の相違は、ラベル 1 個の大きさが 30 cm²以内で、かつ胸部または背部のいずれか 1 カ所と、両脚部の各 1 カ所であれば、単一デザインとして認める。
- チームは、チーム内における男子と女子で異なるデザインのジャージを登録することはできない。
- チームは、異なるツアーにおいて同一デザインのジャージを登録することはできない。

第5章 移籍

第 17 条（移籍）

- 選手は、1 シーズン 1 回に限り、移籍元チームと移籍先チームの双方の代表者の合意により、チームを移籍することができる。ただし、**2020 年 8 月 31 日まで**にシステムを用いて移籍手続きをしなければならない。
- 年度中の移籍は、システム上で移籍元チームが対象選手を退会させた後、移籍先チームが対象選手を新規登録することにより完了する。
- 前項により移籍した選手は、移籍してエントリーが完了したレースから移籍先チームの所属選手として出走することができる。
- UCI 登録チームは、移籍および脱退について UCI の定めに従う。
- JBCF は、移籍に関する紛争には一切関与しないため、双方のチームが自らの責任と費用ですみやかに解決する。

第6章 保険

第 18 条（保険の加入）

選手は、JBCF に加盟登録することにより、JBCF が契約する以下の保険に加入される。

- スポーツ安全保険（対象期間：**2020 年 4 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日**）
- レクリエーション傷害保険（対象期間：**2020 年 3 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日**）

第 19 条（保険加入の手続き）

- JBCF は、加盟登録が完了している選手の保険加入手続きをおこなう。
- 前条に拘らず、第 9 条第 2 項に定める申請期間内に加盟登録が完了しなかった選手についての保険対象期間の始期は以下のとおりとする。
 - スポーツ安全保険：加盟登録完了日の約 2 週間後
 - レクリエーション傷害保険：加盟登録手続き完了日

第7章 資格停止および退会

第20条（資格停止および退会）

1. チームは、選手の退会をおこなうことができる。
2. JBCF は、チームまたは選手が本規程に違反したときは、選手の資格停止または退会をおこなうことができる。

第8章 その他

第21条（アカウント管理）

チーム代表者は、エントリーシステムのアカウント情報を厳密に管理する。

第22条（個人情報）

1. JBCF は、以下の目的で選手の個人情報を利用することができる。
 - (1) 加盟登録選手の管理
 - (2) JBCF 公式レースに関する情報発信
 - (3) レースや加盟登録に関する連絡
2. 前項のほか、選手の個人情報は、JBCF の個人情報取扱いポリシーに従って取り扱われる。

附則

この規程は、2020年1月22日から実施する。

この規程は、2020年2月18日から改正実施する。